

2014年度 政策・制度要請 埼玉県回答(9分野 26項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- －A：完結
- －B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △－B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △－C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×－B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×－C：現状では無理と判断。

○－A：2項目 ○－B：10項目 △－B：8項目 △－C：1項目 ×－B：5項目 ×－C：0項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるよう、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上をはかること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。その解決は、政府および各地方自治体の重要な課題であり、それに応えるため、2009年5月に公共サービス基本法が制定された。</p>	<p>企画財政部 改革推進課</p> <p>公共サービスの提供にあたっては、公共サービス基本法の趣旨に基づき、適切な実施体制を確保するとともに、業務改善などを通じてサービスの質の向上に努めております。</p> <p>また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を策定し、県民サービスの向上が図れる業務については、官民協働・民間開放を積極的に推進しております。</p> <p>官民協働・民間開放の実施にあたっては、モニタリングなどの手法によって、公共サービスが安全かつ確実に提供されることを確認することとしており、引き続き、適切に対応してまいります。</p>	<p>×－B</p> <p>公共サービス基本法の「目的」ならびに「基本理念」と対比し、再要請に向け検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>公共サービスは、地方自治体およびNPOなど幅広い担い手によって提供されており、市民が日常生活および社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものである。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と、豊かな地域社会の発展につながる。</p> <p>2. 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 公契約の下で働く者の労働条件にかかわる実態調査を県が直接実施するとともに、調査結果については開示すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招いている。このことが公共サービスの質の低下の懸念を惹起すると同時に、さらなる価格の低下を招くという悪循環が生じている。加えて、取引の適正化や処遇の向上は、地域経済を持続可能な安定軌道に乗せて地域を活性化させる中で、当然に取り組むべき課題である。</p>	<p>総務部 管財課</p> <p>県庁舎等の清掃・警備などの業務委託については、受託会社を対象として労働者への賃金支払い状況等の調査を実施しています。</p> <p>また、その調査結果については、適宜情報提供をしています。</p> <p>県土整備部 建設管理課</p> <p>労働条件にかかわる実態調査は県では実施しておりませんが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の徹底及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴う適正な施工体制の確保・徹底を図ることを目的に、国や都道府県が主体となって毎年11月頃に「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しています。</p> <p>この点検は、請負金額2,500万円（建築1式工事については5,000万円）以上の工事を点検対象とし、点検対象の50%以上の工事について抜き打ちで点検を実施しています。低入札価格調査の対象工事は全ての工事が対象となります。</p> <p>点検では、元請業者に対し、下請業者との適切な契約を行っているかを確認するとともに、下請業者の主任技術者へ直</p>	<p>×－B</p> <p>公共サービス基本法第11条(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)の趣旨にもとづく対応か、否かを含め、再要請に向け検討する。</p> <p>なお、清掃・警備などの業務委託については、調査内容・結果を確認する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 公契約条例を制定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>公契約は、税金によっておこなわれているものであり、その実施は、効率的に透明性高くおこなわれるとともに、県民生活の向上と活力あふれる社会の実現に寄与するものでなくてはならない。加えて、公契約の適正化をつうじて、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現と、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず誰もが働くことをつうじて参加が保障される社会の実現をめざすことが求められる。</p> <p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 高校生に対するキャリア教育の一環として労働法の基礎知識を教え、ワークライフバランスに基づき、若年者が生涯働き続けられるための環境を整備する</p>	<p>接ヒアリングも行っており、問題が確認された場合は請負業者に対し、是正指導を行っております。</p> <p>総務部、会計管理者、産業労働部</p> <p>本県が民間事業者と契約（公契約）を締結して行う業務については、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要であると考えております。</p> <p>契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であると考えております。</p> <p>また、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないよう、公共工事や庁舎の維持管理業務においては、最低制限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努めております。</p> <p>公契約条例の制定については、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底により対応すべきではないかと考えています。</p> <p>今後とも、埼玉労働局など関係機関と連携し、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるように法令の遵守徹底を図って参ります。また、他県等の状況につきましても情報収集に努めて参ります。</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>高校生に対するキャリア教育の一環として 労働法基礎知識の教授につきましては、まず、授業の『現代社会』『政治経</p>	<p>×－B</p> <p>公契約条例についての認識、特に公契約の下で働く者の労働環境に対する捉え方に大きな隔りがある。</p> <p>公共サービス基本法との関係も含め、再要請に向け検討する。</p> <p>△－B</p> <p>「・・・学ばせている学校もございませう」と</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>こと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>「ブラック企業」が社会問題化するなか、高校生が職業を選択し社会にでる時に、自分が働くときのワークルール（労働契約、就業規則、有給休暇など）を知らない。労働法令の基礎知識は自分の身を守ることはもとより、労働環境の整備にもつながることから、就職を前にした高校生を対象に身近なワークルールの知識を身につける環境の整備が必要である</p> <p>III. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 医師・看護師の離職防止と地域医療人材を確保するために、本年度中に「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療従事者の労務管理相談窓口を県が責任をもって設置すること。またセンター運営状況に関し、労働団体との意見交換の場を設けること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県は、人口に対する医師や看護師の人数が全国的に少ない状態であり、その理由の1つとして長時間労働や夜勤・交代勤務等の厳しい労働環境がある。</p> <p>地域偏在を無くし救急医療体制を整備し、県民に質の高い医療サービスを提供するためにも、医師・看</p>	<p>済』において、労働三法など労働に関する基本的な知識を理解させるとともに、過労死やサービス残業などの現代の労働問題についても指導しております。</p> <p>また、ワークライフバランスに基づき生涯働続けられる就職先を見付ことができるよう、企業の人事や労務担当の経験のある「就職支援アドバイザー」を就職希望者の多い高校に配置し、求人票の見方や企業を選ぶ基準など、客観的に企業を判断する力を生徒が身に付けられよう指導しております。</p> <p>さらに、外部講師を活用した講演会や出前講座により、実践的な労働法規や対処法を生徒に身付けさせるとともに、もしものときの相談窓口の利用について学ばせている学校もございます。</p> <p>今後とも、これらのキャリア教育に関する実践的な取組を継続してまいります。</p> <p>保健医療部 医療整備課</p> <p>県では、院内保育所の整備をはじめ看護職員の就労環境の改善に取り組んでいるほか、女性医師の離職防止・復職支援など医療従事者の勤務環境の改善を行っております。</p> <p>勤務環境改善支援センターにつきましては、新たな財政支援制度を活用することで、平成26年度中の設置に向けた準備を進めております。また、他団体に委託するのではなく、県直営とする方向で検討しております。</p> <p>勤務環境改善支援センターの運営に当たっては、県医師会、病院、看護協会など、幅広い意見を伺ってまいります。</p>	<p>いう表現からは、このようなキャリア教育を受ける機会を享受している学生が限定されていることが伺える。</p> <p>より多くの高校生が教育を受けられるよう、対象を拡大する観点を加えた再要請を検討したい。</p> <p>△-B</p> <p>平成26年度中の「医療勤務環境改善支援センター」設置については、評価する。しかし、労務関係等労働者としての意見を反映できるようになっていないため、労働団体との意見交換の場を設けるよう再度要請をおこないたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>護師の勤務環境の改善による人材の定着・育成が必要である。</p> <p>本年3月3日におこなわれた平成25年度全国医政関係主管課長会議において、平成26年度中に各医療機関は「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップでおこなうことで医療従事者の離職を防ぎ、都道府県は個々の医療機関のニーズに応じて総合的にサポートする「医療勤務環境改善支援センター」を設置するよう厚生労働省から要請されている。</p> <p>埼玉県として「医療勤務環境改善支援センター」を、県の方針と責任を明確にするためにも外部委託をせず、本年度中に設置し職場の環境改善や労務管理等改善に取り組むことが急務である。また、センター運営に関しては、医療現場の労働時間管理や労働安全衛生対策などについて、労働者の立場で労働団体から意見反映をおこなえるようにすべきである。</p> <p>2. 介護保険制度見直しによって、要支援者へのサービス低下が生じぬよう必要な財源確保および市町村への助言と支援をおこなうこと。また、実施体制における諸問題を国に要望すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>これまで全国統一で提供されていた要支援Ⅰ・Ⅱの人向け介護予防サービスである訪問介護および通所介護が、市町村の地域事業に移行する。要支援は要介護にならないための介護予防が主であり、介護保険制度において大きな役割を担ってきた。しかし今回の見直しでは、市町村の財政力によるサービス低</p>	<p>福祉部 高齢介護課</p> <p>県では、介護保険制度の運営、特に平成27年度制度改正に伴う新しい総合事業の運営を市町村が円滑に行えるよう、必要な助言等の支援を行ってまいりました。</p> <p>また、国に対して介護保険制度が持続可能なものとなるよう、財政制度や解決すべき課題について要望をいたしました。平成27年度につきましては、介護保険法の負担割合に基づき、必要な財源の確保に努めました。</p> <p>市町村介護保険財政支援事業費 60,077,435千円のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費負担金 57,709,412千円 ・地域支援事業交付金 1,807,820千円 	<p>○－B</p> <p>高齢介護課の回答は、平成27年度財源確保および、諸課題の把握・国への要望もなされており、要請内容と概ね同様と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>下、不十分な人員配置、訪問回数の制限など、地域ごとにサービス体制の格差が生じることが危惧される。このことは保険料を支払うことによって、介護認定を経て介護予防に重点をおいたサービスを受ける権利が保障される、社会保険制度の原理を逸脱するものである。</p> <p>地域によって要支援者へのサービス低下が生じぬよう、今までと同様に必要な財源を確保することが求められている。また、市町村の役割がこれまで以上に求められることから、その実施体制における諸問題を集約し、国へ発信・要望することで、制度の充実をはかる必要がある。</p> <p>3. 介護ケアラー(家族などの無償介護者)のサポートを目的とする相談窓口を設置すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>在宅介護を必要とする65歳以上の高齢者で、65歳以上の家族が主に介護をおこなっている老老介護は全国で5割を超えている。埼玉県も厚生労働省の調査では、高齢化率(65歳以上の人口割合)が2010年20.4%に対し2040年には34.9%まで上昇するとの見方があり、少子高齢社会が進む中で老老介護がさらに増加していくと思われる。また、祖父母の介護をする孫や、親の介護のために仕事を辞めなければならない労働者もいる。このような介護ケアラーの負担を軽減するために、介護ケアラーのサポートをおこなうことのできる相談窓口を設置する必要がある。</p>	<p>市町村に対し新しい総合事業をはじめ介護保険制度の運営について必要な助言等の支援を引き続き行ってまいります。</p> <p>福祉部 高齢介護課</p> <p>すべての市町村の地域包括支援センターにおいて高齢者に関する総合相談に応じているほか、適切な介護知識・技術の習得等の教室を開催する家族介護支援事業や介護する家族の身体的・経済的負担を軽減するための家族介護継続支援事業が、51保険者で実施されています。</p> <p>県では、各市町村における実施状況等を調査し、取組情報を提供することで、各市町村の取組を促進してまいりたいと存じます。</p> <p>なお、今後ますます増加することが予想される認知症については、県が「認知症の人と家族の会」に委託して、専門の電話相談窓口を設けるとともに、家族の交流集会を開催しています。</p>	<p>×－B</p> <p>家族介護継続支援事業を51保険者で実施しているが、十分な対応が出来ていないと聞いている。また市町村や地域包括支援センターでは介護される当事者の問題は相談にのっているが、介護ケアラーの個々の案件について相談できる体制が整っていないことから再度要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>4. 介護労働者が相談できる第三者機関を設置すること</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県の高齢化率が急速に進むなか、介護職員が2025年には10万人以上必要との試算がある。しかし、介護労働者の離職率は全産業平均に比べて高く、介護人材の定着が困難な状況にある。その理由として、賃金を含めた低い労働条件やメンタルヘルスおよびハラスメント問題を含めた過酷な労働環境が考えられる。現在、介護労働者と利用者間のトラブルや介護労働に関する相談については、主に介護事業所内の上司が解決策を模索するものの、なかなか解決策を見出せない場合がある。介護労働者の定着を促進させるためにも事業者や利用者から独立した、介護労働者へのサポートを目的とする相談体制(窓口等)を構築し、介護事業所と連携して問題解決をはかる必要がある。</p>	<p>福祉部 高齢介護課</p> <p>県では、介護職員の労働条件の改善を図るため、経験や資格に応じたモデル給与表を作成し、事業所に給与改善を働きかけています。</p> <p>また、家族の看病や介護などの際に必要に応じて代替の介護職員を紹介する人材バンクを創設し、職員の休暇取得を支援しています。</p> <p>労働条件や雇用に関する事項については、所管の労働基準監督署で対応すべきものと考えています。</p> <p>なお、利用者とのトラブルについて円満な解決が図られず、対応困難な場合には、第三者的な機関として埼玉県社会福祉協議会の社会福祉施設経営相談室に相談することができます。</p>	<p>×-B</p> <p>県が作成したモデル給与表に対する実施状況がなく、改善されているとは考えにくい。また、介護労働者と利用者のトラブルが原因で退職におこまれることもあることから、ワンストップで対応できる窓口を設置すべきであり、労働基準監督署での対応とはなりにくい。また埼玉県社会福祉協議会の相談室は、経営者向けになっている。以上のことから再度要請の必要がある。</p>
<p>IV. 交通政策</p> <p>1. 自転車乗用時の安全な道路の渡り方など自転車乗用中の安全ルールと正しい交通マナーを実践的に学ぶことが可能な「自転車シミュレーター」などを活用した交通安全指導の取り組みを広く実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成25年の自転車乗用中の交通事故死者数は全国でワースト2位であり、自転車が関係する事故防止とマナーアップが課題となっている。交通弱者を対</p>	<p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>県では、自転車の利用が盛んで自転車の関係する交通事故が多いことから、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を目的とし「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成24年4月1日に施行しました。</p> <p>この条例に基づき、警察、市町村、関係団体と連携して指導啓発活動等を実施し、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指しています。</p> <p>「自転車シミュレーター」ですが、現在埼玉県警察などが</p>	<p>△-B</p> <p>県内事故件数、死者数とも減少しているものの、依然として多くの事故が発生していることに変わりはない。自転車利用者、自動車運転者双方の立場での危険予測意識を高めてい</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>象に自転車乗用時の危険を疑似体験できる「自転車シミュレーター」を導入・活用して、より実践的に安全ルールと正しい交通マナーを学ぶとともに危険予測力を高めることが必要である。また、車の運転者からみた自転車の危険運転などを疑似体験できる「ドライブシミュレーター」などを導入・活用して、相手の立場にたった安全教育をする必要がある。</p> <p>※自転車シミュレーター 実際の交通状況を再現し、運転時に起こりうる危険を体験することによって、危険予測意識を高めることができる自転車型の教材。</p> <p>V. エネルギー・環境政策 1. スマートエネルギーネットワークの実証においては、災害に強いシステムならびにネットワークを構築すること。 <要請の根拠> 現在、埼玉県では再生可能エネルギーによる新しい街づくり（埼玉エコタウンプロジェクト）や分散型エネルギーシステムの構築に向けた取り組みがおこなわれている。これら施策は、東日本大震災における電力を中心としたエネルギー不足を教訓とし、エネルギーの地産地消、域内活用の検証を目的におこなわれている。 また、埼玉エコタウンプロジェクトにおいては、ICTを利用したスマートエネルギーネットワークの構築をめざしており、現在、検証がおこなわれている。</p>	<p>所有しており、警察や関係団体と合同で行うキャンペーン等の啓発活動や交通安全教室の際に積極的に活用しています。体験者及び見学者に対しては、自転車は車の仲間であることや「自転車安全利用五則」を説明し、交通法規の遵守や交通安全マナーの向上を呼び掛けています。</p> <p>なお、昨年 12 月末までの自転車乗車中の人身事故件数は 9,175 件と前年比-7.2%、交通事故死者数は 31 人と前年比-26.2%と減少しています。</p> <p>環境部 エコタウン課 埼玉エコタウンプロジェクトは、本庄市と東松山市をモデル市として、既存街区をエコタウンに変えるための取組を進めています。既存住宅への太陽光発電の設置や省エネ機器の導入のほか、HEMS へムス（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の設置を支援しました。 また、HEMS へムスを活用した実証事業では、2016 年の電力小売り自由化を見据え、地域内電力の需給調整の基盤構築に向けた電力使用状況の把握などを行うとともに、高齢者の見守り支援や地域の行政・商店街情報の発信などにも取り組みました。HEMS へムスは双方向通信機能を有するという特徴があることから、災害時における住民への情報発信という視点なども含めて、様々な活用を検討してまいります。</p>	<p>くことが重要であることから、再要請により、引き続き関心事項となっていることを示す。</p> <p>△-B HEMS の双方向通信機能を利用した取り組みもおこなわれていることから、災害に強いシステムの構築については今後の実証等での結果を見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>めざしているスマートエネルギーネットワークは、地域におけるエネルギーの面的利用のみならず、地域の高齢者の見守りや防犯情報などの住民サービスへの応用も検討されている。このような機能は、平常時にのみならず広域災害発生時などにおいてこそ、その真価を発揮するものであり地域インフラの維持に役立つものとする。</p> <p>2. 未利用資源を活用した木質バイオマスを含む、バイオマスによる再生可能エネルギー政策の推進をはかること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>1970年代のオイルショックをきっかけに、バイオマスの新たな利活用について、色々な研究開発や実用化への取り組みをおこなっていた時期もあるが、その後の石油価格の安定などにより、普及するまでには至らなかった。</p> <p>しかし、今日、地球温暖化や廃棄物の問題への対応から、環境面で優れている木質バイオマスの利用に改めて注目がなされている。また、ごみバイオマスについても同様であり、新たなエネルギー源としての活用が期待されている。</p> <p>県内においても未利用資源を活用した木質バイオマスとして、横瀬町や秩父市において導入されているが、他の地域でも導入をめざすなど推進をはかる必要がある。これら再生可能エネルギー政策の推進は、地球環境保護の観点からも重要であり、これに関連する施設整備等による需要拡大および需要に応じた機動的な生産体制を構築する必要がある。また、</p>	<p>環境部 環境政策課</p> <p>埼玉県は、平成22年に早稲田大学環境総合研究センターとともに「埼玉県分散型エネルギーシステム研究会 バイオマスワーキンググループ」を設置し、県内のバイオマスによる再生可能エネルギーの活用方策について産学官連携のもと研究しています。</p> <p>この結果、(株)早稲田環境研究所などが秩父市内で60t/日の木質バイオマスを利用した発電事業を開始することとなり、平成26年6月に記者発表されています。</p> <p>こうした先事例を生かし、引き続き、県内の木質バイオマスによる再生可能エネルギーの活用を推進してまいります。</p> <p>環境部 資源循環推進課</p> <p>平成26年度から市町村等による生ごみバイオガス化発電施設の導入に向けた事業化可能性調査に対する補助を行い、生ごみを新たなエネルギー源として活用する廃棄物処理システムの構築を目指します。</p> <p>農林部 森づくり課</p> <p>これまでも、間伐材や製材端材を有効利用するため、国の補助事業を活用し、秩父市のバイオマス発電所や木質ペレットの製造・利活用施設の整備に対し、助成してまいりました。</p>	<p>○ーB</p> <p>秩父地域を中心に本取り組みがおこなわれており、他地域への拡がりを見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>こうした取り組みをつうじて、地域林業の確立と地域振興による雇用が新たに産まれる効果もある。</p> <p>3. 環境保護と経済発展を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」の振興をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>台風の大型化や局地的に発生する急激な天候悪化など異常気象の原因として、地球温暖化を指摘する声は大きく、環境保護の必要性についての議論は、年々高まっている。現在、自然界の資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ、経済成長と環境を両立することで、人類の福祉を改善しながら、持続可能な成長を推進する経済システムとして、「グリーン経済」が注目されている。これは、再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業などの環境分野の雇用促進、環境対策への投資などを経済の中心とし、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することをめざすものである。埼玉県においても取り組みをはかることは、現在おこなわれている「緑のトラスト運動」をはじめとする様々な環境施策に合致することから、県内においても「グリーン経済」の振興を進める必要がある。</p>	<p>今後も未利用資源を活用した施設の整備を進めるとともに、これまでは木材を伐採する際に森林内に残してきた細い先端部や枝などについても有効活用できる手法を検討してまいります。</p> <p>環境部 環境政策課</p> <p>県では、県内経済の活性化と環境保全の両立を図る環境ビジネスを振興するため、平成21年度から「環境ビジネスセミナー」を定期的開催しています。</p> <p>このセミナーでは、水素エネルギー、バイオマス、蓄電池など環境関連の最先端技術を紹介するとともに、企業や行政機関の情報交換及び交流の場を提供し、県内企業のネットワークづくりと新たなビジネスチャンスの創出に取り組んでいます。</p> <p>平成26年度末時点における参加事業者数は673事業者となっています。</p> <p>今後も、環境ビジネスセミナーの開催を通じて、県内企業のニーズに合った新たな環境分野の情報を提供するほか、新規参入やビジネスマッチングにつながる他業種交流ネットワークを拡大するなど、グリーン経済の振興を図ってまいります。</p> <p>産業労働部 産業支援課</p> <p>県では、今年度から大学等の先端的な研究成果と企業の優れた技術を融合させて新たな成長産業を創り出す「先端産業創造プロジェクト」を推進しております。この一環として、県内中小企業と住宅メーカー、大学等の連携による次世代住宅分野の新製品・新技術の研究開発を支援する「次世代住宅産業プロジェクト推進事業」を進めております。このプロジェクトの中で、地中熱利用や太陽光発電などの再生可能エネ</p>	<p>○ーB</p> <p>グリーン経済の振興にむけて様々な取り組みがなされていることから、今後の取り組みを見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>4. ガソリンをはじめとするガスや電力などのエネルギー費の高騰への対応や、災害に強い企業づくりのため、中小零細企業が省エネ機器や分散型エネルギーシステムを導入する際の補助制度等を創設し、導入の支援・促進をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>現在、ガソリン価格が上昇し続け、今後も高止まりが予測されている。また、それ以外のエネルギーである、ガスや電力も例外ではない。4月の消費税率上昇にともない、エネルギー費の高騰は非常に大きな負担となっている。</p> <p>大企業中心に景況感は向上しているものの、中小零細企業の多くはその恩恵に預かれず、厳しい経営状況のなか耐えているのが現状であり、代替エネルギーへのシフトや省エネ機器の導入などの対応まで手が回らないのが実情である。</p> <p>埼玉県においては中小零細企業向けの融資制度を設けており、省エネ設備や分散型エネルギーシステムの設置についても融資対象になっている。しかし、中小零細企業の多くは家内工業的な経営が多いことから、企業向け融資という形ではなく、一般家庭向け助成制度と同じような補助制度の創設が望まれる。</p> <p>東日本大震災発災時に起きた部品供給網(サプライ</p>	<p>ルギーの研究開発に取り組んでまいります。これらの研究成果の実用化によって、再生可能エネルギーを活用した次世代住宅の普及を促進し、県経済の発展と環境保全の両立を図ってまいります。</p> <p>環境部 環境政策課</p> <p>埼玉県は、平成26年6月に低炭素分散型エネルギーとして、コージェネレーション設備を自らの工場に導入する中小企業者に対して、設置額の3分の1(上限3,400万円)とする補助金制度(「平成26年度低炭素型エネルギー普及促進事業」)を創設しました。</p> <p>平成27年度は、補助対象を工場だけでなく事業場まで広げ、また、補助額を事業者負担が2分の1(上限あり)となるような制度を創設しました。</p> <p>併せて分散型エネルギーシステムの普及啓発を実施し、中小企業に対するコージェネレーションシステムの導入の支援・促進を図ってまいります。</p> <p>環境部 温暖化対策課</p> <p>県は、中小規模事業所のCO₂削減対策を推進するため、CO₂の排出削減につながる省エネ機器やガス等への燃料転換を図る設備の導入について、補助制度の対象として支援しています。</p> <p>さらに、ESCO事業※を活用して省エネ・省CO₂対策に取り組む中小規模事業所を対象に、その対策に必要な詳細エネルギー調査及び省エネルギー設備の導入に係る費用について、平成26年度から補助制度を設け支援しています。</p> <p>※ESCO事業</p> <p>省エネルギーの専門家であるESCO事業者が、対象事業所との契約に基づき省エネルギー設備を導入し、その費用を</p>	<p>○-A</p> <p>補助金制度創設の要請に対し、取り組みがなされたことならびに融資制度については金利を下げ引き続き取り組むことに対し評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>チェーン) の寸断を未然に防ぎ、災害に強い企業づくりをめざすためにも、省エネ機器や分散型エネルギーシステムの導入に対し、補助制度等にて支援をおこなうのと同時に、その導入の促進をはかる必要がある。</p> <p>5. アスベスト対策のため、以下の施策を講じること。 (1) 建設従事者のアスベスト曝露防止および現場周辺へのアスベスト飛散防止に向けて、工事許可をおこなない管理監督をする立場として、作業現場の安全衛生を確認すること。</p> <p><要請の根拠> 高度経済成長期に建築・施設された構造物の多くが寿命を迎え、また、耐震性の問題から、取り壊しならびに建て替えが多くなっている。景気の拡大にともない、今後、更に増加するものと思われることから、適切にアスベスト処理を進める必要がある。 県内における建築物等の解体・改修工事での建設従事者へのアスベスト曝露防止対策のための防塵マスク着用や、現場周辺へのアスベスト飛散防止に向け</p>	<p>光熱水費の削減分で賄う取組</p> <p>産業労働部 金融課 中小企業向けの県制度融資につきましては、エネルギー費の高騰への対応や再生可能エネルギー利用の促進のため、エネルギーコストを削減するための設備更新等に利用できる低利の「エネルギー対策強化融資」を平成 25 年度に創設いたしました。 平成 26 年度には、設備更新に限らず省エネ仕様の設備の新設にも利用できるように要件を緩和し、さらに、期間別利率の導入と金利の見直しによって融資利率を 0.1～0.3%引き下げました。 平成 27 年度も引き続き、年 1.0%～1.2% (融資期間別) 以内という低利の融資を用意することで、省エネ設備等の導入を支援・促進してまいります。</p> <p>環境部 大気環境課 工事現場周辺へのアスベスト飛散防止対策について回答します。 県では平成 17 年度以降、石綿使用建物の解体など大気汚染防止法に基づく届出工事について全件立入検査を行い、飛散防止措置の徹底を指導しております。 引き続き、関係事業者に対する指導を徹底することにより石綿飛散防止を図ってまいります。 ※平成 25 年度実績 (政令市、事務移譲市を除く) 届出件数 97 件 立入件数 164 件</p> <p>県土整備部 建設管理課 建設リサイクル法では、特定の建設資材 (コンクリート、</p>	<p>○ーB 県においても対応がなされていることは評価できるが、環境ならびに安全衛生の観点から更なる取り組みの強化を期待する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>た施行など、作業現場およびその周辺の安全衛生の強化ならびに徹底をはかる必要がある。</p> <p>(2) 吹き付けアスベストや石綿含有建材の適正な除去工事を進めていくために、アスベストを除去する建築物の所有者に対する助成制度の拡充ならびに県内における助成制度の統一をはかること。</p> <p><要請の根拠> 民間建物のアスベスト除去に関しては、県ならびに建築許可権限が委譲されている 12 市において、助成</p>	<p>コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート) について、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図るために、一定規模以上の建築物の解体工事等に際し、分別解体と再資源化等が義務付けられています。</p> <p>対象となる工事の実施に当たっては、特定建設資材にアスベスト等の有害な付着物が使用されていないか等の「事前調査」、使用されている場合の「事前措置」及び工事着手前に分別解体等の計画を届け出ることが必要となります。</p> <p>建設リサイクル法の届出受理機関では、この「事前調査」と「事前措置」が適切になされているかの確認に漏れ等がないよう、届出書の一部をチェックリスト化して、確認作業の強化を図るとともに、解体工事現場のパトロールを実施し、分別解体等の適正な実施及び関係法令の遵守を指導しているところ です。</p> <p>また、アスベスト付着の記載がある届出については、石綿関係法令を所管する関係機関へ情報提供を行い、連携を強化しております。労働安全衛生法・石綿障害予防規則に則り適正に除去等がされるよう、平成 20 年 5 月 1 日届出受付分からは、労働基準監督署へ情報提供しております。さらに、適正処理が徹底されるよう、環境部局との情報共有を図っております。</p> <p>都市整備部 建築安全課</p> <p>県内の民間建築物の吹き付けアスベスト除去については、県と 12 市の特定行政庁でエリア分けし、それぞれが取り組むこととしております。</p> <p>実施に当たり県では、鉄骨などの耐火被覆材として使用することが多く、除去費用が高額となる延べ面積 1,000 m²以上のものについて、最優先で取り組んでおりますので、御理解</p>	<p>△－B 大規模建造物に対しての助成がなされていることは、近隣都県でもないことであるので評価できるが、中小規模の建造物に対する助成</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>制度が設けられている。しかし、県の助成制度を例とすると、対象となる建物面積が 1,000 ㎡以上と比較的大きな建物となっており、1,000 ㎡未満に関しては対象外となっている。これは国の基準で定められているものであるが、アスベスト除去に関する危険性は建物の大小に関係ないことから、建物面積に合わせて助成額を設定し、1,000 ㎡未満の建物にも適応させる必要がある。</p> <p>また、権限移譲されている 12 市においては、その市の財政状況等により助成額も異なっているのが現状である。アスベスト除去に関しての助成額に地域格差が存在することは、県民福祉の観点からも望ましくなく、建設従事者に対する業者の対応も異なってくるのが容易に想定されることから、その助成額や方法については、県下一律化をはかることが望ましい。</p> <p>6. 外来性動植物の繁殖が農水産業に大きな影響をおよぼしていることから、この駆除を推進するとともに周知を強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>外来性動植物の繁殖が全国的に問題となっており、大きな繁殖が確認されている地域では、その地域の生物多様性や在来種の保護が重大事案になっているだけでなく、地域の農水産業や建物などに大きな影響をおよぼしている。県内においてもアライグマやカミツキガメなどの生息が確認されており、更なる駆除の取り組み強化が必要である。また、県民に対して更なる周知強化をおこない、早期の駆除に向け</p>	<p>をお願いします。</p> <p>また、アスベスト除去の助成額については、各自治体によって財政状況なども異なることから、県下一律化するのは難しいことですが、できる限り地域格差が出ないように県と 12 市で連携して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>環境部 みどり自然課</p> <p>アライグマによる農作物被害や生活環境の発生範囲は年々広がっており、平成 25 年度は 50 市町村で 2,142 頭が捕獲されました。</p> <p>増加するアライグマの被害を防止するため、平成 19 年 3 月に策定した「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村が主体となって広域的な防除対策をしていますが、アライグマの繁殖力は極め強く、捕獲が追いついていないのが現状です。</p> <p>県では、引き続き捕獲個体の分析による情報収集・蓄積のほか関係機関や専門家等とも連携・協力を図ることにより効果的な防除対策を検討するとともに、市町村が行う捕獲業務</p>	<p>も積極的に取り組むことを希望する。また、助成額の格差の解消にむけての取り組みについては、今後見守る必要がある。</p> <p>△-C</p> <p>県の取り組みは評価できるが、外来性動植物の繁殖スピードが速すぎるため、対応が追いついていないと考える。駆除だけでなく他の取り組みが必要であると思慮されるが現状では打開策は無く、これ以上の進展は難しいと考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>て発見後の連絡体制の構築などをはかる必要がある。</p> <p>VI. 農林水産政策</p> <p>1. 中山間地域の地域振興ならびに産業育成のため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 埼玉県産木を中心とする地域材の利用促進をはかるため、木材利用促進の方針が未策定の市町村に対し策定を促すこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県内 63 市町村のうち、公共建築物の木材利用促進の方針の策定がされているのは 23 市町村に留まっている (2014 年 3 月現在)。県でも PR も含め様々な対応をおこなっているが、国の補助を受けるためには公共建築物の木材利用促進の方針の策定が必要なため、まだ未策定の市町村に対して方針の策定を</p>	<p>の支援を推進してまいります。</p> <p>カミツキガメについても、ペットとして飼われていたものが捨てられたと思われる個体が県内各地で発見されておりますが、平成 26 年 6 月に県鳥獣保護センターを開設し、捕獲されたカミツキガメを引き取り処分する体制を整備しています。</p> <p>また、平成 27 年度は新規侵入外来生物対策事業として、新たな侵略的外来生物の侵入が確認された場合に速やかに現地確認調査を実施するなど、早期対応に努めてまいります。</p> <p>外来生物の防除には、県民の皆様からの通報・情報提供が不可欠です。今後も、ホームページや県政出前講座、各種イベント等を通じて埼玉の外来生物の現状についてお知らせするとともに、外来生物防除への御理解・御協力をお願いしてまいります。</p> <p>農林部 森づくり課</p> <p>市町村における策定状況は現在 28 市町村であり、主に森林の多い西側の市町村で策定が進んでいる状況ですが、さいたま市などの平野部にも広がりつつあります。</p> <p>現在、方針を未策定の市町でも公共施設の木造化について相談があり、その都度方針の策定を指導しているところです。さらに未策定の市町に対して個別に訪問し策定を進めているところですが、今後とも方針の意義や作成によるメリットなどを丁寧に説明し、未策定の市町への指導を行ってまいります。</p>	<p>○－B</p> <p>今後の策定する市町の拡がりを見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>促す必要がある。</p> <p>(2) 埼玉県産木を中心とする地域材を利用した公共建築物の整備を一層推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>公共建築物の積極的な木造化・木質化について、一層の推進をはかる必要がある。例えば、小中学校などの公立学校において校舎の「木造・木質化」をはかることにより、児童の心の安定に寄与していることが報告されている。木材はやすらぎを与える効果が高いことから、様々な人々が利用する公共建築物の木造・木質化は必要である。</p>	<p>農林部 森づくり課</p> <p>平成 22 年度に国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されましたが、県ではそれに先立って、平成 16 年度から「県有施設の木造化・木質化に関する指針」を運用しています。この指針の中で、一定の要件以下の県有施設は原則として木造とすることとし、木質化についても積極的に取り組むこととしています。</p> <p>また、木造公共建築における知識・経験が不足していることから、平成 25 年度に「木造公共建築物整備の手引」を作成し、県内の市町村等へ配布したところです。</p> <p>今後とも、国庫補助等を活用した財政的支援を行うとともに、木造公共施設整備に対する疑問や相談に対応し、県産木材を活用した公共建築物の整備を支援していきます。</p> <p>都市整備部 営繕課</p> <p>木材は、人にやさしい建築素材として見直されており、県有施設の建築においても、できるだけ使用するようにしています。</p> <p>具体的には、高校や特別支援学校の教室や廊下の内装や県営住宅の仕上材などに使用しています。</p> <p>また、県内企業育成の視点から、工事材料については県産資材の使用に努めていただくこととしております。</p> <p>教育局 財務課</p> <p>○市町村立小中学校について</p> <p>木材は柔らかな感触、高い吸湿性等の優れた性質を備えており、学校施設に木材を使用することは、温かみと潤いのある教育環境を整備する上で大きな効果が期待できます。</p> <p>また、森林の保全、地域の産業や地球環境問題などの学習</p>	<p>○－B</p> <p>補助金等を利用し、積極的な取り組みがなされていることを評価する。今後の拡がりを見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 平成 27 年 3 月末に山村振興法が期限を迎えるが、その後も山村地域に対する振興策を独自に進めるのと同時に、必要であれば山村振興法の延長の要望を含めて国に対し働きかけをおこなうこと。</p>	<p>する教材として活用できます。</p> <p>このようなことから、近年では新增改築を行う学校施設の 8 割以上で、校舎の内装木質化が図られています。</p> <p>学校施設の木質化については、文部科学省の補助制度があるほか、環境を考慮した学校施設（エコスクール）として認定を受けて内装木質化を行う場合、補助単価の加算などがあります。</p> <p>さらに、地域材を活用して、木造施設を整備する場合、上記とは別に、補助単価の加算措置を受けることができます。</p> <p>今後とも、県教育委員会では市町村に対し、補助制度や県ホームページなどでの県産木を活用した学校の事例紹介など情報提供してまいります。</p> <p>○県立学校について</p> <p>県立学校においては、「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」に基づき、新築の 2 階建て以下で延面積 3,000 m²以下のものについて木造化を推進しています。</p> <p>ただし、建物の規模が大きく木造化することが困難な場合は、廊下や階段、教室の腰壁に県産の杉板を貼ることにより、木質化を図っています。</p> <p>また、既存施設の改修時についても、腰壁の木質化を実施しています。</p> <p>今後も、「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」に基づき、可能な限り地域材を利用した施設の木造化・木質化を実施してまいります。</p> <p>農林部 農業ビジネス支援課</p> <p>県は全国山村振興連盟、山村振興全国連絡協議会の会員であり、これら団体を通じて、山村振興法の延長及びその内容の充実について、国に要望しています。</p>	<p>○－B</p> <p>県の取り組み状況は確認できた。今後の状況を見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p><要請の根拠> 平成 27 年 3 月末に期限が到来する「山村振興法」については、山村地域において森林林業に関する施策だけではなく、幅広い施策に重要な役割を果たしている。埼玉県の子村の振興ならびに森林林業の活性化のために、期限を迎えても同法と変わらない内容で実施していく必要がある。また、山村地域の振興、地域林業の確立、雇用機会の拡大と確保、若者定住に向けて、地域の要求に根ざした課題について具体的な政策を遂行するにあたり、国に対し延長の要望など働きかけをおこなう必要がある。</p> <p>Ⅶ. 防災・減災対策</p> <p>1. 災害発生時における、県と被災自治体ならびに埼玉県社会福祉協議会（県社協）と被災自治体の社会福祉協議会（社協）との連携を強化すること。また、災害復旧において、県は被災自治体のニーズを把握するとともに必要な人員や資機材の調整・調達をはかること。</p> <p><要請の根拠> 昨年から今年にかけて、県内において甚大な災害が発生した。被災者に対する支援として、被災自治体の社協が中心となってボランティアセンターの運営等をおこなっている。しかし、その運営に関しては、当該社協から「運営マニュアルの不備」、「被災者への案内方法」、「資機材の調達」などの課題が挙げられている。</p> <p>今回の局所的な災害からの復旧に関して、県や周辺</p>	<p>また、県としましても、市町村の要望を踏まえながら引き続き山村地域の振興を図ってまいります。</p> <p>危機管理防災部 消防防災課</p> <p>災害発生後、県では速やかに物流オペレーションチームを編成し、一元的に救援物資、資機材などの調整・調達を行うこととしています。</p> <p>具体的には、被災自治体等からの救援物資、資機材の要請を受け、県の備蓄物資や国、企業等からの調達物資を、トラック協会を始めとする物流事業者団体の協力を得ながら、被災自治体等へ輸送します。</p> <p>平成 25 年 9 月の 2 回の竜巻、平成 26 年 2 月の大雪時におきましてもこの物流オペレーションチームを設置し、迅速に食料、ブルーシート、灯油などを現地に届けました。</p> <p>福祉部 社会福祉課</p> <p>埼玉県地域防災計画においては、市町村は発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携し災害ボランティアセンターを設置することとされています。</p>	<p>○－B</p> <p>資機材調達や輸送に関して、県の取り組みが進んでいることを確認した。また、社協の連携についても、会議体の在り方を見直すなど取り組みが進んでいることから、更なる県ならびに社協どうしの連携強化の度合いを見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>自治体からの応援体制は機能していたものの、ボランティアセンターの立ち上げから数日間の人員不足感は否めなかった。発災後の初期段階では、被災者のニーズ調査も含め多くの人手が必要であり、運営が軌道に乗るまでの間にどれだけ多くの人員を配置できるかによって、復旧速度が大きく変わってしまう。</p> <p>道路やインフラの復旧、住民の避難誘導や相談窓口の周知、必要な資機材の調達など、多岐にわたる対応を混乱する中で確実に進めるため、被災自治体のサポート役として県および県社協が役割を受け持ち、調整をおこなうことが必要である。</p> <p>2. 災害発生時における地域内での支援体制確立の一環として、自治会と当該地域の立地企業との連携をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県では地域防災計画を改定し、様々な災害への対応が取ることができるよう対策を進めている。また、各自治体においても同じく防災計画の見直しなど、対策を進めている。ただ、発生した災害の内容によっては自治体ではなく、地域・自治会などの単位で対応をおこなわなければならない時もある。</p> <p>県内では坂戸市鶴舞自治会が、地域内での支え合いとして様々な取り組みをおこなっているが、地域に立地する企業との連携に力を入れており、災害発生時にお互いサポートをおこなう体制を整えている。企業で働く勤労者も、地域住民であることには変わりなく、お互いサポートし合うことは地域の早期復</p>	<p>また、県社会福祉協議会は災害ボランティア支援センターを設置、運営することとされています。</p> <p>県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会における災害時対応の強化及び地域の防災・減災の取組を推進するとともに関係者等の一層の連携を促すことを目的として、平成26年度に市町村災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や災害時対応力の強化研修を実施しました。</p> <p>今後とも、埼玉県社会福祉協議会と被災市町村の社会福祉協議会との連携が強化されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行ってまいります。</p> <p>危機管理防災部 危機管理課</p> <p>県では、主に自治会を母体とする自主防災組織の活性化を図る目的で、自主防災組織リーダー養成講座を実施し、同講座の中で、日頃の活動における企業との訓練等における連携を呼びかけているところです。</p> <p>また、県は地域防災活動を行う意欲あるものとして、県に登録している地域防災サポート企業（事業所）情報を市町村に情報提供し、自主防災組織に紹介してもらっています。</p> <p>さらに、昨年実施した自主防災組織活動状況アンケートにより、企業（事業所）との交流がある自主防災組織が県内に約140あることが判明し、今後、有用な情報を整理、分析し、市町村と連携し、多くの自主防災組織に情報提供してまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>県でも取り組みがなされていることを確認した。更なる連携をはかることや、必要であれば我々も協力していくことが必要であることから、今後の推移を見守りたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>旧だけでなく、企業の早期操業再開にもつながってくる。このことから、地域と立地企業との連携を平常時から進めておく必要がある。</p> <p>VIII. 教育・子育て政策</p> <p>1. 定数内臨時的任用教職員を減らし、正規教職員を確保するため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 定数内臨時的任用教職員は、産休、育休、病休の正規教職員の代替や、将来の必要教職員数を見込み、最小限にすること。</p> <p>(2) 臨時的任用教職員で、実績のある教職員に関しては、正規採用につながる方策を制度的につくること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県には、小学校、中学校、高校、特別支援学校等、4万人を超える教職員が日々、学校教育に携わっており、それぞれの地域、学校で、子どもを育てるために保護者と緊密な連携を確保しながら、地域に根差した教育活動が展開されている。したがって、毎年変わるような臨時的任用の教職員についてはできるだけ少なくし、本採用で継続的に勤務できる教職員を確保することが、学校と地域・保護者、さらに子どもたちとの相互の信頼を確保するために必要である。</p>	<p>教育局 県立学校人事課、小中学校人事課</p> <p>近年、教職員の新規採用者数については、大幅に拡大をしております。</p> <p>今後も、退職者等の教職員の状況を踏まえ、長期的な展望に立ち、本採用教職員を確保することによって、定数内臨時的教職員数を減らすよう努力してまいります。</p> <p>教育局 教職員採用課</p> <p>本県では、平成21年度教員採用選考試験(20年度実施)から、臨時的任用教員経験者特別選考を実施しております。</p> <p>この特別選考は、直近3年間で7か月以上、常勤の臨時的任用教員として任用されている者を対象として、第1次試験を免除又は内容を変更して試験を実施するものです。</p> <p>臨時的任用教員の経験を有する方は、例年多くの方が採用試験に合格しております。</p> <p>地方公務員法の規定により、臨時的任用教員を優先的に正規採用することは困難ですが、今後とも、これまでの勤務実績に基づいた専門的な能力や識見を適切に評価する選考方法を研究してまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>新規採用拡大、長期的な本採用教員確保について評価ができる。今後も継続的に臨時的教職員比率を確認していきたい。</p> <p>△-B</p> <p>1次試験免除、内容変更は評価できるが、正規採用につながる制度づくりには至っていない。選考方法の研究結果を見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>本県の場合、定数内臨時的任用の教職員が、11 パーセントを超え、近隣他都県と比べても多い数字になっている。臨時的任用の教員であっても担任を持ち、部活の顧問を担当するなど、正規教職員と同じように働いても任用期間が満了した後は再任用される保証はなく一生報われない働き方だといえる。</p> <p>しかし、産休、育休、病休の正規教職員の代替のための臨時的任用教職員の必要性は理解できる。また、将来の児童生徒の人数推移、定年を迎える予定の教職員の人数から中長期的に見た必要教職員数を予測し、人事配置計画を工夫することにより臨時的任用の教職員を最小限に計画することも可能と考える。</p> <p>2. いじめ・自殺・不登校・虐待などの問題解決にスクールカウンセラーの果たす役割は非常に有効であるため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) いじめ・自殺・不登校・虐待などの問題に対し、臨床心理士の資格を持ち「心のケア」をおこなうスクールカウンセラーがいることを保護者に周知し、また、問題を抱える教職員や保護者もカウンセリングを受けられることを、教職員と保護者に周知し、問題の早期段階で心のケアにつとめられるよう相談体制の充実をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>連合埼玉が主催する、スクールカウンセラーの有効性を学ぶ学習会で、中学生・高校生の子を持つ保護者の50%が、学校にスクールカウンセラーが配置されていることを知らなかった。いじめ・自殺・不登校・虐待などの問題をかかえた児童生徒が自発的に</p>	<p>教育局 生徒指導課</p> <p>スクールカウンセラーの活用については、年度当初に、各市町村教育委員会並びに県立学校に対して教職員や保護者もカウンセリングを受けられることを明記した「埼玉県スクールカウンセラー活用指針」を送付するとともに、教職員及び保護者への周知について指導しております。</p> <p>さらに、年2回のスクールカウンセラーの研修会において、カウンセラー本人にも、校内で広く対応できるように依頼しております。</p> <p>平成26年度は、県内4か所の教育事務所のスクールカウンセラーの配置を週3日から週5日にして、スクールカウンセラーが配置されていない高等学校にも対応できるように配置の拡充を行いました。</p>	<p>○ーB</p> <p>教職員や保護者向けのカウンセリングが受けられることの周知活動は評価できる。今後、教職員や保護者の周知のレベルを見極めたい</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>スクールカウンセラーに相談に行くことはまれなため、心のケアを早期におこなうためには、保護者がスクールカウンセラーの役割・存在を知り、カウンセリングにつなげることが必要である。また、こうした問題を抱えた保護者が、心の病にかかってしまった例もあった。そこで、教職員、保護者の精神的負担を軽くするためにもスクールカウンセラーとの相談体制を周知し充実させる必要がある。</p> <p>(2) 児童生徒が、複数年にわたり同じスクールカウンセラーよりカウンセリングが受けられるようにするため、スクールカウンセラーを複数年、同じ学校に配置すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>また、スクールカウンセラーが児童生徒の心のケアをおこなうには、まずお互いの信頼関係を築くことが重要になっている。せっかく信頼関係を築いても1年で学校が変わってしまうと、新しいスクールカウンセラーが再び信頼関係を築くところからスタートしなくてはいけないため、東京都のように同じ学校に複数年配置することが望ましい。</p> <p>児童生徒一人ひとりの心を大切に作る環境をつくるには、児童生徒、教職員、保護者等の信頼関係を築き、タイミングを逃さず、適切かつ迅速な対応をおこなう教育相談の日々の積み重ねが重要である。</p>	<p>平成27年度も引き続き相談体制の整備に努めるとともに、児童生徒だけでなく教職員も保護者もカウンセリングが受けられることを周知してまいります。</p> <p>教育局 生徒指導課</p> <p>スクールカウンセラーの配置については、同一校において引き続き5年まで勤務できることとしております。</p> <p>各学校の配置希望の状況やスクールカウンセラー本人の都合などにより、継続勤務ができなくなる場合もありますが、カウンセリング中の生徒の継続相談ができるように、可能な限り同一の学校に継続して配置できるよう今後とも工夫してまいります。</p>	<p>○－A</p> <p>「引き続き5年まで勤務」は東京都と同レベルのため評価できる。学校の希望や本人の都合などの個別の事情は別途確認したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性																		
<p>IX. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 子育て世代が安心して働けるよう休日開設の保育施設の充実をめざすこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>労働者の中には、平日休み土日出勤が多くいる。特に子育て世代の土日出勤は、核家族が多い埼玉県においては、子どもを預ける場所を探すのに大きな負担となっており、休日保育のニーズが高まっている。しかし、埼玉県の休日保育は、29ヶ所であり、埼玉県「子育て応援行動計画」の26年度目標の40ヶ所にまだ足りない状況である。埼玉県として、必要な保育施設の整備をはかる必要がある。</p>	<p>福祉部 少子政策課</p> <p>休日保育事業につきましては、「埼玉県子育て応援行動計画（子育てコバトンプラン）」に位置付け、市町村と連携を図りながら計画的に促進してまいりました。</p> <p>実施か所数は増加していますが、利用児童数は、年度により増減が生じています。</p> <p>今後も引き続き、地域における保育需用の正確な把握、事業についての周知徹底、事業の新規実施について市町村に働きかけてまいります。</p> <p>休日保育実施状況</p> <table border="1" data-bbox="943 746 1803 1007"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施か所数</th> <th>利用児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22. 10. 1</td> <td>27</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>H23. 10. 1</td> <td>28</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H24. 10. 1</td> <td>29</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>H25. 10. 1</td> <td>31</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>H26. 10. 1</td> <td>39</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施か所数は公立・私立の合計数 ※利用児童数は1日当たりの平均利用児童数の合計</p>		実施か所数	利用児童数	H22. 10. 1	27	89	H23. 10. 1	28	60	H24. 10. 1	29	109	H25. 10. 1	31	78	H26. 10. 1	39	76	<p>○ーB</p> <p>市町村と連携をとりながら計画通り推移をしていることから、今後もニーズにマッチした対応がはかれるかを見守る。</p>
	実施か所数	利用児童数																		
H22. 10. 1	27	89																		
H23. 10. 1	28	60																		
H24. 10. 1	29	109																		
H25. 10. 1	31	78																		
H26. 10. 1	39	76																		